

平成 30 年 7 月 19 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会

会 長 殿

神奈川労働局長



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」
の周知に係るご協力をお願い

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）が成立し、去る 7 月 6 日公布されました。

改正法の概要について、中小企業・小規模事業者を含む地域の事業主の皆さまに広く、かつ、速やかに知っていただきたいと考えております。

また、改正法の施行日までの間、働き方改革の推進に向けた課題を解決するための支援を行う「神奈川働き方改革推進支援センター」を、7 月 2 日に開設しました。

会員企業・団体等の皆さまに、以下の資料により、改正法の周知と「神奈川働き方改革推進支援センター」の利用勧奨の御協力をお願い申し上げます。

- 1 「働き方」が変わります！！～2019 年 4 月 1 日から働き方改革関連法が順次施行されます。
- 2 働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて～
- 3 労働時間法制の見直しについて（労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正）
- 4 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正）
- 5 神奈川働き方改革推進支援センター